

一 般 質 問

平成23年12月定例会

通告順	議席番号	議 員 名	備考
1	3番	渡 邊 光 子	
2	14番	保 坂 輝 雄	
3	5番	糸 井 政 樹	
4	6番	加 藤 正 志	
5	12番	相 馬 正 人	
6	19番	岩 崎 隆 志	
7	13番	仲 又 清 美	
8	2番	新 島 光 明	
9	4番	江 森 誠 一	
10	9番	佐 藤 洋	
11	15番	島 村 美貴子	
12	7番	永 野 朋 子	
13	1番	北 村 文 子	
14	8番	高 野 和 孝	

3番 渡邊 光子

1. 11月18日、三郷市中学生女子が高校2年生男子の通り魔に襲われた事件について

未成年者には購入できないインターネット上のナイフは父親が購入し、通り魔の高校2年生男子は家に20本ものナイフを所持していたという。ナイフで襲われた中学生女子は死に至らなかったことが幸いでした。しかし、この高校2年生男子の通り魔は中学生女子を殺すことができなかったといい、川口市では小学生女子を必ず殺すという思いでナイフで何度も刺したという。大変恐ろしい事件です。この事件後、千葉県など他県でも自転車に乗りナイフを持った男子が出没しているそうです。このようなことから桶川市の生徒の安全な登下校の確保が必要と思います。

- (1) 小学生の防犯ベルの所持は現在どのようになっていますか。
- (2) 小中学生の生徒への指導をお知らせください。
- (3) この事件が起きて、行政の防犯対策に変化がありましたか。

2. 入学準備金の貸付金の金額と返済と回収について

(1) 高校や大学には公立と私立があり、私立の学校の方が入学金は高いです。桶川市の入学準備金は高校では20万円、大学等では40万円となっています。これを公立の高校では20万円、私立の高校では30万円の入学準備金の貸し付けに変更をする。又、大学でも公立の大学では40万円、私立の大学では50万円の入学準備金の貸し付けに、実情に沿った貸付金額の変更を求めます。

(2) この貸付金の返済方法は定められております。そして貸付時には連帯保証人も必要とされております。1月の返済が遅延したらすぐさま、連帯保証人へ連絡をして借用者の保護者へ支払いを促していただく等の連絡をするのが一般的です。そうした中で3回分等の支払い遅延が生じたら連帯保証人へ支払い請求をして早い時期に貸付金の回収をすると言うのが一般的な回収方法と思われます。9月議会での桶川市の回収方法は辞めましょう。桶川市は法人税よりも一般市民の皆さんの市民税に支えられています。これらの税金を大事にして、だらだらとした回収は辞めて、一般常識に見合った早い時期の貸付金の回収の努力を求めます。

3. 西中学校の南側の高木、女子ソフトボール練習場のネット、他について

- (1) 校庭南側の高木は落葉樹のために秋には大きな葉が落ちます。高木の前にある家では家のといに枯葉がつまるために毎年学校へ苦情を言うそうです。季節事に毎年繰り返すことが予想されることについては教育委員会の年間計画の中で計画をして早目に高木の先端を切り毎年の苦情がこないようにする。来年度からの、この高木に対する計画を教えてください。
- (2) 過去においては東中学校の男子野球の部活動のボールがネットを越え、道路に停車中の車に落ち、その車の所有者との間でトラブルになり桶川市議会の一般質問にも取り上げられたことがありました。西中学校の女子ソフトボール部の生徒は一生懸命に部活動に励み、その結果すでにネットを越えて、道路を超えた先の民家に1年間にバケツ1杯ほどのボールが飛び込むそうです。東中学校のような事件が起きないとも限りません。事が起きない前にネットを高くする等の整備を求めます。
- (3) 西中学校の南側の道路に面して資材置き場があり大型トラックが通り、通学道路を狭くしています。校庭に面した道路に草が生えた溝がありますがこれを整備したら通学道路が広くなることで今よりも安全な通学道路の確保が出来ます。早急に整備をお願いします。

4. 川田谷に予定された農産物直売所について

上尾道路と圏央道のインターチェンジを控え、大型観光バス等の立ち寄りも視野に入れた農産物直売所が好ましいと思います。予定された農産物直売所では道路の接道状況を見る限りにおいて、大型バス等の立ち寄りは難しいのではないかと心配をします。加えて、表通りに面しているとは言い難く人目につきにくい。上尾道路と圏央道のインターチェンジを見据えた直売所であるならば桶川市民以外のお客様を呼び込むという考えのもとに直売所の場所は選定すべきであると考えます。他に農産物直売所に適した土地は無いのでしょうか。

5. 文化都市、子育てしやすい桶川市を目指して、市内喫煙所の見直しについて

- (1) 子育てしやすい桶川市とは市長が目指す桶川市のまちづくりの基本と思われまます。妊婦に始まりおじいさんやおばあさんまで、生きていきやすい環境が整った文化都市、桶川市を目指していると推測します。つきましては桶川駅西口階段下の喫煙所ですが、先の議会の答弁で「エ

レベーターに障害者の方が乗るので喫煙について考えたい」と言うような答弁が記憶にあります。タバコの煙が身体に災いするのではないのでしょうか。とするならば、障害者の方のみならず、現在健康と思われる乳幼児から大人まで肺がんの危険を帯びているのではないのでしょうか。高崎線の線路側の花が植えてある所に工夫をして喫煙者の健康も考えた喫煙所の設置を希望します。

- (2) 分庁舎や生涯学習センターでは出入口で喫煙をしていますので出入りするごとにタバコの煙を吸うこととなります。なぜ公共施設内で喫煙が禁止されるのでしょうか。肺がんの危険があり死に至るからでしょう。タバコを吸わない人の健康と健康保険料の削減、又、文化都市を見据えて各施設の喫煙所の変更を希望します。

14番 保坂 輝雄

1. 『救急医療情報キット』の導入について

『救急医療情報キット』は、平成20年5月に東京都港区が全国初の事業としてスタートさせて以来、わずか3年間で数多くの自治体で導入されており、埼玉県内でもさいたま市、戸田市、行田市、加須市、春日部市、三郷市、八潮市等で既に実施されております。

『救急医療情報キット』の導入については、先の9月議会でも仲又清美議員が質問されており、市より「災害時に大変有効なものと理解しているが、緊急通報システムなど同様の目的の事業が存在している等の課題があるため、さらに検討を行う。」とのご回答をいただいております。

しかし、『救急医療情報キット』は、緊急通報システムとその目的が若干異なり、高齢者の安心・安全を守るため、冷蔵庫で医療情報を保管することは全国的に広がりつつあり、また、東日本大震災のような大規模災害時にも有益であることが実証されています。

過去に介護の仕事に従事していた私には、市民の方から介護・医療の分野に関する要望事項が多く、特に『救急医療情報キット』については、是非実現してほしいとの声がたくさん寄せられています。

そこで、市としてご検討いただいていると思いますが、導入に向けての課題など改めて伺います。

(1) 緊急通報システム等、目的が同じ救急救命としての事業との方向性について

- ① 緊急通報システムの対象者などの現況について伺う。
- ② 『もしもの時の連絡票』は冷蔵庫に貼るなどの統一された事業なのか伺う。
- ③ 同一事業と比較しての費用対効果について伺う。

(2) 『救急医療情報キット』の課題について

- ① 同一事業と併せた新規事業として『救急医療情報キット』を実施する場合、どのようなことが課題になると想定されるのか伺う。

2. 『介護情報ハートページ』の発行・配布について

市民の方から「介護保険を利用したいが、内容が理解できない。どの介護施設や介護サービス事業者を選んだらよいかよくわからない。」というような声をよく聞きます。

そこで、介護を受ける方やご家族のために、介護保険情報や介護サービス事業者の的確な情報を1冊のガイドブックに網羅し、住民に提供する、いわゆる『介護情報ハートページ』を発行して無料配布する自治体が増え、東京

23区や横浜市を初め、埼玉県内でも、川口市、所沢市、上尾市、春日部市では既に『介護情報ハートページ』を発行・配布しています。また、越谷市、川越市でも来年の実施が決定していることから、介護情報誌の発行・配布に関する市としてのお考えをお伺いします。

(1) 市としての介護情報の周知の現況について

① 現在の介護情報の周知の方法について伺う。

(2) 市としての介護情報誌の発行に向けての方向性について

① 近隣市と同様に介護情報誌の作成をするお考えがあるか伺う。

3. 桶川駅と北本駅間の新駅の設置について

JR高崎線桶川駅と北本駅間の二ツ家踏切付近に新駅を設置する計画は、30年もの間、検討されておりますが、実現しておりません。

新駅の予定地は北本市に立地しており、また、最終決定権はJRにあるため、桶川市には直接の関わりはありません。しかし、新駅ができれば、桶川市でも非常に恩恵を受ける地域があることは間違いなく、その経済効果も計り知れないと考えられることから、新駅設置に関する市としてのお考えをお伺いします。

(1) 新駅設置に関する本市の方向性について

① 市民の新駅設置要望に対し、本市の今までの取組みについて伺う。

② 圏央道の延伸に伴い、新駅設置に向けての北本市との協議・協力の方向性について伺う。

5番 糸井 政樹

1. 災害に強い桶川市の構築について

(1) 桶川市地域防災計画について

① 桶川市において策定されている「桶川市地域防災計画」は平成19年3月に一部修正がなされております。今回の3.11を教訓に現在、桶川市では地域防災計画の見直しを検討されているとのことですが、どのようなところについて見直されているのか伺います。

(2) 大規模災害時の市内小・中学校の連絡手段の整備について

① 非常事態の際、市内各小・中学校と市役所間、さらに各学校と保護者間との連絡網について現在どのような体制が整備、検討されているのか伺います。

(3) 災害時のペット避難場所確保と動物救護について

① 桶川市では、大規模災害が発生した時におけるペットの避難場所について、現在どのような対策を講じているのか伺います。

② 災害で被災した動物の救護体制の整備をはかるため地元桶川市の獣医師会との協定を結んでいただきたく伺います。

2. 総合グラウンドの建設について

(1) 現在の桶川市におけるグラウンド数、種目別等の使用制限、利用状況について伺います。

(2) 総合グラウンドの新規整備への取り組みについて

① 平成3年に「スポーツ都市宣言」を行なっている桶川市では、現在多くの市民の皆様が様々なスポーツに親しんでおります。しかし、多くの市民の皆様方より、きちんと整備された、ある一定規模の野球場を含めた総合グラウンドがないので、何とか整備して欲しいとの声を聞きます。子供から高齢者まで、現在から次の世代まで、将来にわたり誰もが生涯スポーツに親しむことのできる環境づくりのためにも、是非とも一歩踏み込んでいただき、総合グラウンドの整備に向け着手していただきたくお伺いいたします。

3. 市道58号線の一方通行解除について

(1) 市道58号線の一方通行解除についての地域要望実現について

① 桶川郵便局北側から、ときわ幼稚園方向へ向かう道路の一方通行解除の聲が、寄せられております。下日出谷地区より線路方向への車が、市道4047号線より4051号線（58号線の北側道路）に流れて、抜け道となっております。道幅が狭いために、車同士の

交差も難しい状況で、歩行者、自転車の通行が非常に危険となっております。以前より、市の執行部もご検討していただいている事はお聞きしていますが、利便性のみならず、地域住民の方々の安全を期して、上尾警察署と協議のうえ、一方通行の解除をお願いしたくお伺いします。

4. 川田谷小学校通学路の安全対策について

(1) 圏央道・上尾道路の工事に伴う、川田谷小学校児童の安全確保について

① 桶川西高入り口交差点付近より、市道2058号線を南に向かう通学路では縁石が無い箇所や、今後の工事進捗により道路の変更や、大型車両の出入りなどで、大変危険な状況になってくると思われます。今後の安全対策をどのようにはかっているのかお伺いいたします。

(2) 樋詰地区、薬師堂地区などからの遠距離通学児童への安全対策について

① 樋詰地区、薬師堂地区などの児童は、3km以上の道を徒歩で毎日通学しております。県道12号線の拡幅や、先ほども申した通り上尾道路の整備により、一層の安全対策は急務です。不審者の事件も多発しており、スクールバスの運行など、何らかの対策を講じることができないか伺います。

6番 加藤 正志

1. 桶川駅東口周辺地区整備について

(1) 桶川駅東口周辺地区整備の現在の取り組み状況と、今後のスケジュール、並びに今後の全体的な桶川駅東口周辺地区整備計画について伺います。

① 駅前交通広場、並びに中山道までの県道停車場線の整備についての現在の取り組み状況と、今後のスケジュール、並びに今後の全体的な桶川駅東口周辺地区整備計画について伺います。

② 今後の桶川市の発展のポイントとなる旧南小跡地の活用のビジョンについて伺います。

(2) 桶川駅東口のエレベーターとトイレの設置について伺います。

① 市民の皆さんが利用しやすい、人にやさしい桶川駅であるため、エレベーターを早期に設置して頂きたいと伺います。

② 桶川の玄関口にふさわしい、多機能便所を併設したきちんとしたトイレを早期に設置して頂きたいと伺います。

2. 地域支え合いの仕組みづくりについて

(1) 今後更に進んでいく高齢化社会をふまえ、より一層の地域における支え合いの仕組みの構築について伺います。

① 桶川市においても市や商工会、社協、商店会、自治会等が連携して、地域での支え合いの仕組みづくりを早期に構築すべきと考えますが、市の見解を伺います。

3. 自転車・歩行者の交通安全対策について

(1) 自転車のマナー向上について伺います。

① 桶川市のマナー向上についてのこれまでの取り組みと、自転車講習会などを含めた今後の取り組みについて市の考えを伺います。

② 悪質な交通違反者に対しては、より一層の取り締まりの強化が必要と思いますが、市の見解を伺います。

(2) 危険箇所（道路・交差点）の重点整備について伺います。（交通安全対策の方策として、危険な道路や交差点を安全な形状へ整備する事は事故防止に大きな効果をあげることと考えます。次の箇所について早急な対策を講じて頂きたいと伺います。）

① 村田接骨院前の交差点の南北方向の一時停止について、自転車も一時停止であることをしっかり識別できる対策を早期に講じて頂きたいと伺います。

- ② 坂田寿線の拡幅未整備区間は、歩道が狭くカーブが多いため大変危険な状況です。縁石の撤去とカラーリングで歩車分離して自転車・歩行者の安全を確保して頂きたいと伺います。また、拡幅未整備区間であることから、現在の進捗状況と今後の見通しについて伺います。
- ③ 市道5392号線、5405号線及び5408号線等の明星院手前の交差点は通学路でありながら、横断が困難な場所であるため、交差点形状もふまえた通学路の安全確保を図って頂きたいと伺います。

4. 市道の整備について

(1) 都市計画道路駅東口通り線（中山道の駅入り口交差点から国道17号線までの間）の拡幅整備について伺います。

- ① 中山道の駅入り口交差点から国道17号線までの間は、歩道がなく、通勤、通学時や雨の時などは大変混雑する中、自転車や歩行者は大変危険な状況であり、大きな事故が起きる前に自転車・歩行者の安全を確保する必要があると考えます。桶川駅東口の整備とあわせて、安全を確保するため早期整備に向けて着手して頂きたいと伺います。

12番 相馬 正人

1. いつでも子育てメール相談について

子育て支援の一つとして、様々な状況下で子育てを行っている保護者にとって今や日常生活の一部と化しているメールで相談出来るのは便利なのですが、子育て世代にこの支援が周知されていないように思われます。

- (1) 「いつでも子育てメール相談」の利用状況（一日当りの相談件数）を教えてください。
- (2) おおむね2日以内での回答となっていますが、実際にはどれくらいでの返信を行っているのでしょうか。「いつでも子育てメール相談」を利用する人の中には、急ぎの回答を求める方もいると思われていますが、その場合はどのような対処を行っていますでしょうか。
- (3) 広報にもQRコードが記載されていることからして携帯電話からの利用を想定していると思われていますが、今の時代、迷惑メール対策を行っている方も多く、パソコンや知らないアドレスからのメールは受信出来ないような設定になっています。注意書きとして、「メール受信機能の設定によっては、返信が受け取れないこともありますので、ご注意ください。」とありますが、なぜ、返信元のメールアドレスやドメイン指定解除の方法を記載しないのでしょうか。

2. こども医療費窓口払いについて

治療後に病気の子どもを抱えてお金を払ったり、ピンクの用紙を記入するのは一刻も早く家に帰って子どもを休ませてあげたい親にとって非常に菌痒いものがあります。

- (1) 近隣の市では、すでにこども医療費の窓口払いは廃止されていますが、今後、桶川市としてはどのような方向で考えていますでしょうか。
- (2) また、導入を検討している場合、どのようなシステムを考えているのでしょうか。

3. 桶川市防災情報メールの配信について

地域によっては非常に聞き辛い防災無線の付加機能として、防災情報のメール配信について非常に期待しています。

情報社会の中、災害時に情報が途切れることや間違った情報が流れることは市民に不安やパニックを起こさせます。災害時、本当に市民に情報提供出来るシステムなのでしょうか。

- (1) 広報には、「東日本大震災をはじめとした災害発生時に、電話が通じにくい状況の中でも、比較的メールは届きやすかったという報告も

ありますので」と記載されていますが、どの報告を参考にしたのでしょうか。

また、それは実際にどのくらい有効だったのでしょうか。

- (2) 現在の登録状況並びに配信実績を教えてください。
- (3) メールを送信サーバーはどこに設置してあるのでしょうか。
- (4) 停電時にも配信は可能なのでしょうか。
- (5) メールを配信出来る権限をもっている職員の方は何人いるのでしょうか。
- (6) 広報にもQRコードが記載されていることからして携帯電話からの利用を想定していると思われませんが、今の時代、迷惑メール対策を行っている方も多く、パソコンや知らないアドレスからのメールは受信出来ないような設定になっています。なぜ、ドメイン指定解除の方法を記載してないのでしょうか。また、登録を完了するためには何度かやり取りをしなければならず、時間がかかります。空メールを送るだけで登録完了になるような方法に改善は出来ないのでしょうか。

19番 岩崎 隆志

1. 川田谷に建設予定の農産物直売所について

直売所の機能として懇話会答申は、大規模で多機能な直売所を望む内容になっています。農業関係者をはじめ、多くの人々の期待に応えられる魅力ある農産物直売所建設の方向性についてお尋ねします。

(1) 魅力ある農産物直売所建設の方向性について

- ① 農産物直売所建設に向けての進捗状況について伺う。
- ② 魅力ある直売所になるように観光的支援の方向性について伺う。

2. 道路の冠水と水溜りの改善について

雨が降り冠水してしまう道路や雨が上がっても大きな水溜りができ、通勤や通学に支障が出る道路の対策についてお尋ねします。

(1) 川田谷地域の冠水する道路の改善について

- ① 川田谷小学校の通学路、市道1121号線、1142号線、1327号線、1340号線の一部の対策について伺う。
- ② 川田谷地域の市道3070号線の桶川循環バス停留所「西44番」周辺の対策について伺う。
- ③ 川田谷地域の市道1115号線の一部の対策について伺う。

3. お年寄りや身障者に対する安心安全対策について

埼玉県データのデータによると、高齢者人口の増加と共に高齢者の積極的な社会参加が進む中、平成7年度以降、連続して高齢者が交通事故死者の最多年齢層を記録し、平成22年度中も41.9%（83人）と、他の年齢層に比べ突出した割合を占めるという大変憂慮すべき状況にあり、高齢者の交通事故防止が重要課題となっています。

本市においても、県道川越栗橋線を渡る青信号の時間が短いため、お年寄りや身障者が渡り切れずに赤信号に変わってしまい非常に危険であるという声が上がっています。そこでお尋ねします。

(1) 本市の高齢者や障害者の交通安全対策の取り組みについて

- ① 高齢者や障害者に対する本市の交通安全対策の現況について伺う。
- (2) 県道川越栗橋線の下日出谷ヨークマート前を渡る歩行者の安心安全対策について
- ① 現地調査をして頂き、安心して渡れる対策ができないか伺う。

13番 仲又 清美

1. 公共施設建設プランについて

(1) 新庁舎の早期建設について

- ① 早期建設に向けての進捗状況について伺う。
- ② 3.11東日本大震災を経験し、防災機能を強化した新庁舎の方向性について伺う。

(2) 東側の拠点となる公共施設建設プランについて

- ① 坂田東西保留地の方向性について伺う。

2. 平成24年度の猛暑対策について

(1) 小・中学校の猛暑対策について

- ① 小・中学校の教室に冷房設備を設置する方向性について伺う。

(2) 市民と協働の猛暑対策について

- ① 緑のカーテンの本市の取り組みについて伺う。

3. いのちを守る健康増進事業について

(1) 任意予防接種の公費助成事業継続について

- ① 平成24年度の『子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌・高齢者用肺炎球菌ワクチン』の公費助成の継続について伺う。

(2) がん検診受診率の向上について

- ① 平成24年度の集団がん検診『郵送申し込み』の周知について伺う。

4. 『ごみカレンダー』のリニューアルについて

(1) よりわかりやすい『ごみカレンダー』の作成について

- ① 広報やホームページと同様に上尾市のような広告を募集して経費の削減が出来ないか伺う。
- ② 色別の分類の他、種別の名前も日にちごとに載せられないか伺う。
- ③ ごみの分類表の冊子も広告等の協力でリニューアルできないか伺う。

5. 女性の視点からの防災行政について

- (1) 公明党女性防災会議で行なった本市の『女性の視点からの防災行政総点検アンケート』の結果から見た今後の対策について
- ① 現在は、地方防災会議の委員や防災担当部局に女性が入っていませんが、今後、登用する方向性があるか伺う。
 - ② 女性の視点で取り組んでいることについて、『備蓄物資の再検討を実施している』と、答えているが、具体的な内容について伺う。
 - ③ 『3.11東日本大震災を受け、地域防災等、女性や乳幼児等への配慮など防災体制の大幅な見直しを計画している』との答えに期待しているが、市の防災訓練において、早速、取り組めるものはあるか伺う。
- (2) 被災者支援システムについて
- ① 被災者支援システム構築の現況と今後の方向性について伺う。

2番 新島 光明

1. JR長久保踏切及び第六川越街道踏切の改修について

- (1) 歩行補助車や杖を利用する高齢者や車椅子利用の障害者、そしてベビーカーを利用する子育て中の保護者の皆さんにとりましては、長久保踏切及び第六川越街道踏切は大変不便な踏切と考えられます。特に、両踏切とも、周辺に医療機関や保育施設そして買い物をするための商業施設、そして何よりも長久保踏切は、東側にお住まいの市民にとりましては、市役所に行くための一番近い踏切であり、ここを通らなければ先ほどの施設に行くことができないところです。ご覧になっていたただければ一目瞭然のように、木製の枕木は穴が開き、アスファルト舗装は、変形してでこぼこ状態であります。このような状態をそれも街中に放置した状態で、「高齢者の皆さんにどンドン町にでましよう」「子育てするなら桶川市」とは言えないと、私は考えます。

このような同じ踏切で、平成16年1月に死亡事故がありました。それは、東大阪市の近鉄大阪線踏切でのことで、車椅子の女性が段差で車椅子を脱輪させてしまい動けない状態のところを、特急電車にはねられて死亡するという痛ましい事故でありました。私も2年ほど前になりますが、長久保踏切内にて杖を踏切内の穴に取られて右往左往している高齢者に遭遇したことがあります。この時は、声をかけて手を貸して難を逃れたところです。ですから、東大阪市のような事故がいつ起こっても不思議ではない危険な状態であると私は思っています。また、車が通るたびに発生する振動は、周辺に及ぼす影響も大きいものがあると私は心配をしています。

この問題では、以前に市民団体も改善要望を出していたかと思えますし、先の9月議会でも同様の質問も出されているかと思えますが、これらのことを踏まえて以下の質問をさせていただきます。

- ① この間、JRに要望を行っているとの話もありますが、いつどのような要望をし、それに対してどのような回答がありましたでしょうか。
- ② 市民団体の要望や議会での質問があった時点で、現状をどのように認識していましたか。また、平成16年の東大阪市での事故については承知していましたか。
- ③ 要望を出していたとしますと、その工事費はどの程度を見積もっていましたか。また、その財源内訳及びJRの負担割合は。
- ④ 私の調べた中では、北本市内には踏切が9箇所あり、その内7箇所が改修されています。残りの2箇所は、歩行者専用と思える踏切

で、枕木ではありますが、管理が行き届き、凹凸がない状態でした。それに比較して桶川市内では、5箇所中改修されているところは、神明の踏切だけです。なぜ、桶川市は遅れているのでしょうか。その理由をお聞かせください。

- ⑤ 以上のことを踏まえて、改めて現状に対する認識と改修に向けた決意の程をお聞かせいただきたい。

2. 調整池のスポーツ広場としての有効利用について

- (1) 調整池をスポーツ施設として利用している事例としましては、舎人スポーツパークがあります。

ところで市内には、調整池は他にもあり、例えば下日出谷地内の日出谷中央通り線沿いに、上日出谷南1号調整池及び名称は不明ですがその南側にもあります。特に、上日出谷南1号調整池南側の調整池は、梅雨時や台風時期を除けば、水が溜まっていることは少ないかと思えます。他にも、坂田地内の桶川団地や坂田・加納団地周辺にも同様な調整池があるかと思えます。

地域では、子ども達が自由にサッカーボールを蹴ったり、ボール投げなどが行える広場が学校の校庭を除いてはほとんど無いのが現状です。また、大人の皆さんにとりましても、交通事故の心配をせずにジョギングをしたり、あるいはグラウンドゴルフなどを行える場がもう少しあったらという意見もお聞きしているところです。そこでお尋ねをいたします。

- ① これらの調整池をスポーツ等の広場として利用することは、技術的には可能でしょうか。
- ② 問題点があるとするならば、それは何か。
- ③ 新たに土地を取得してスポーツ広場を作るよりも安価にできると思うのですが、ぜひ検討してみたいと思うのですが、いかがですか。

3. 通称・ごみ屋敷問題について

- (1) 「ごみ屋敷」という言葉が適切であるかどうかは自信がありませんが、他に表現方法が見つかりませんので、あえて「ごみ屋敷」とさせていただきます。

ところで、この「ごみ屋敷」ですが、自宅及び自宅周辺にゴミを山のように放置した状態で、そのゴミは自分の出すものばかりではなく、近所のゴミも運び込んでいるものと思われませんが、「悪臭」「害虫の発生」「道路まではみ出している交通障害」「紙類が多く放火を含めて火災の心配」「風の強い日には、そのゴミが隣近所に飛散」など隣近

所に多大な迷惑をかけているもので、私が知りうる限りでは、北一丁目に2軒あるかと思えます。そこで、お尋ねいたします。

- ① この種の問題で、過去に市民から相談はありませんでしたか。あったとするならばどのような対応をされましたか。
- ② 行政の責務として、「市民の生活環境を守る」ということも重要な責務であると思っておりますが、「悪臭」「害虫の発生」「道路へのはみ出しで交通障害」「紙類が多く放火を含めて火災の心配」「風の強い日にはゴミが隣近所に飛散」などのご近所への迷惑状態をどのように思いますか。
- ③ どのような対策をお考えですか。
- ④ この種の問題で悩んでいる自治体の中では、「ごみ屋敷」を取り締まる条例の制定を行っている自治体もありますが、桶川市としても検討してみたいかでしょうか。
- ⑤ 一般的に「ごみ屋敷」は一人暮らしが多く、親類とも疎遠で、友人・知人も無く、地域住民から孤立している場合が多いようです。最終的には地域との関係修復が求められますが、いずれにしても行政の役割が大変重要と考えます。被害が拡大する前に、高齢者の孤立や孤独死を防ぐ対策と同様な取り組みが必要と思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

4. 東日本大震災で発生した「がれき処理」受け入れ問題について

- (1) 3月11日に発生した東日本大震災により震災ガレキが大量に発生し、この処理が復興の行方を左右するとまで言われています。ところで、週刊誌アエラの8月8日号で「がれき処理で放射能汚染が拡散」という記事を契機に、この問題が国民の関心事になるとともに、多くの自治体が受け入れに難色を示すこととなりました。そうした中、東京都が受け入れを行い、これを契機に受け入れに難色を示した自治体に疑問を投げかけるかのような報道もありました。

そして、先日9日の新聞報道では、埼玉県が独自に線量調査を行う中で「市町村への受け入れを要請する」との報道がありました。そこで、お尋ねいたします。

- ① 現時点での桶川市内のゴミ焼却後の焼却灰の放射線量は。
- ② 桶川市がもしも受け入れるとした場合の条件は何か。放射線量は。心配する市民との合意は。特に焼却場周辺住民との合意の必要は。震災ガレキの分別条件は。
- ③ もしも受け入れた場合、焼却灰が規定の放射線量を超えた場合の焼却灰の最終処分場の確保は。受け入れを要請する県では、規定を

超えた放射線量の焼却灰の最終処分場確保についてどのように考えているのか。

- ④ 現時点での桶川市の考え方は。

4番 江森 誠一

1. 交通規制路面表示について

- (1) 市内全体をどのように把握しているか。
 - ① 最近、白線が消えている箇所が目立ち、交通安全上危険である。
 - ② 市民や区長等から通報があった場合、どのように処理されているか。
- (2) 修繕は、どのような方法にて行われているか。
- (3) 過去に表示上の支障で交通事故やトラブルはなかったか。

2. 市内公園内の遊具の管理と安全上の心配は。

- (1) 市内公園の全体の遊具の数は。
- (2) どのようにメンテナンスを行っているか。
- (3) 今後、地元との連携をどのようにしていくのか。

3. 区画整理事業について

- (1) 全体の進捗状況について
- (2) 今後の見通しについて

9番 佐藤 洋

1. 陸軍飛行学校について

- (1) 9月からこの間の取り組みについて
 - ① 組織の立ち上げについて
 - ② 構成される予定者の職域について
- (2) 今後の方向性について
 - ① 平成24年度の計画について

2. 放課後児童クラブについて

- (1) 今現在の全体の希望者について（各校別）
 - ① あきらめて、希望すら出せない状況は。
- (2) 3年生まで最低責任として入室できるのか。
 - ① 本来なら4年生までだが、3年生までは行政責任では。
- (3) 教育委員会との連携について。
 - ① 定期的な話し合いの調整をしているか。
- (4) 2～3年後の中期的な展望は。
 - ① 建て替えなどの予定は。

15番 島村 美貴子

1. 時代に即応した行政サービスの充実

(1) 桶川市公式サイト運用について

- ① 平成23年度当初予算にCMSの導入を含めた桶川市公式ホームページリニューアルを検討するための専門家への費用が計上されていました。その検討内容と結果について。

2. 子育て支援

(1) こども医療費の窓口払いの廃止について

- ① 県内の状況を踏まえて、改めて当市のお考えを。
- ② 廃止した場合の市の負担について。

(2) メール相談事業について

- ① 現在、埼玉縣市町村電子申請共同運営協議会のシステムを利用した相談受付になっているが、より気軽に相談ができるよう山形県東根市のように、通常のメーラーを利用した相談受付にできないか。

3. 災害時の体制

(1) 情報提供について

- ① 桶川市防災情報メールの配信がはじまりましたが、現在の登録・配信状況について。
- ② 先の東日本大震災を受け、各常任委員会で震災対策に関わる所管事務調査を行い、9月定例会にて報告をしましたが、その後の当市の対応について。

(2) 今年度の総合防災訓練について

- ① 今年度は3年に1度となる総合防災訓練の年です。前回行われた平成20年度の総合防災訓練では、初の試みとして中学生の訓練参加やペット動物避難所の設置を実施しました。大震災後、初の防災訓練ということも踏まえ、今年度の特色について。
- ② 平成21年3月議会において、総合防災訓練の評価や改善点についてお伺いしたところ、「ペット動物避難所については、寒さ対策等の改善が必要だ。次回の総合防災訓練に反映したい」というご答弁を頂きました。今回の震災においてもペット動物の問題が取り沙汰されています。今年度も引続きペットの避難訓練が行われるのか。また、前回の訓練を踏まえ、どのように改善されるのかこれまでの検討結果も含めてお伺いします。

7番 永野 朋子

1. 下日出谷東区画整理事業における商業施設誘致について

(1) 3.5 haの保留地処分について

① 組合が大型商業施設(以下、大型店)を誘致する手続きをすすめているが、市が組合に対して回答した『企画提案協議実施に伴う都市計画の概要』(9月7日民生経済常任委員勉強会にて配布された添付資料1)を元に内容の説明を求めたい。

ア 添付資料1の【第1】について、現在の用途地域と都市計画変更後の用途地域の制限の違いを用途制限の概要添付資料2と併せ説明を願いたい。

イ 添付資料1の【第2】について、土地利用の規制誘導を平成24年度中に変更するとあるが、当該地区はどう変えるのか。添付資料3-a、bに示されたC、D、E地区同様「公衆浴場は建築してはならない」となるのか。9月議会の部長答弁では「スーパー銭湯等の施設を住宅地内に立地をするのを禁ずるという内容」との説明がされたが、[公衆浴場]と[スーパー銭湯]の違いはあるのか。また[日帰り風呂]も建築不可となるのか。

ウ 添付資料1の【第2】の1で、建築できないとする項目に『除く』という指定業種があるが、このような業種指定に限りしている理由は何か。

エ ゲームセンターはOKということでもいいのか。ゲームセンターが及ぼす影響について、どのような問題意識を持っているか。またどういった報告がされているか、また考えられるか。安心安全のまちづくり及び青少年健全育成の観点からお答えいただきたい。

オ 添付資料1の【第2】の2、3、4、5、6の内容がわかりにくいので、どういったものを想定して記述されているのかそれぞれ説明をいただいた上で、その施設の規模、店舗等の床面積はどれほどか、また「最低限度」とあるが、「最大面積」はどの程度か、さらに色彩の景観の調和なるものの基準は何か、それはだれが決めるのか。参考になる近隣の商業施設などを例に具体的説明いただきたい。また、これほどまでの詳細な数字の設定はなぜできるのか、根拠は何か、何に基づいて出されているのか説明願いたい。

② 事業者選定の経過、協議内容を時系列で明らかにされたい。(資料配付)

- ③ コンペ入札業者はどこで、何社か。(資料配付)
- ④ 12月売買契約に向けてどこが対象業者となったか。選定基準と結果。その理由、根拠を明確にしていきたい。
- ⑤ 用途変更手続き上の建築条件整備がされていない中で、売却手続き上の問題点は何か、不利益は生じないのか。
- ⑥ 拠点街区は、第1種低層住居専用地域および第1種住居地域で、大規模集客施設の建築は制限されている。にもかかわらず、大型店の出店を前提にした売却手続き進行を認める根拠は何か。まちづくり全体のあり方を指導すべき市が組合と一体に業者進出推進するなど、立場が偏っているのではないか。市が果たすべき役割は何と考えているのか。

(2) 市民への影響について

- ① 当該、拠点街区への大型店の誘致に対して、商工業者など市民から出されている意見について、明らかにされたい。
- ② 市として、大型店出店による市内の既存商店街やスーパーなどへの影響についてどのように把握しているか。商店街、店舗ごとの売上げがどうなるのか示されたい。また税収をどうみているか。比較した様式で示していただきたい。(数値データ資料配付)
- ③ 大型店出店による拠点街区周辺地域への自動車交通量、騒音、排気ガスなど環境影響についてどのように把握しているか。(数値データ資料配付)
- ④ 周辺地域や商店街など市民への説明責任を果たすべきではないか。
- ⑤ 住民合意がないまま売買契約を結ぶなど性急すぎる。市民の立場に立つべき行政の本来のあり方に反するもので、多くの市民に多大な影響を及ぼす計画であり、市民不在の今の一方的なやり方はやめるべきと考えるがどうか。

2. 上日出谷区画整理事業について

(1) 帳簿調査結果から発覚し、指摘した、「同じ箇所において複数の工事が行なわれていること」への市としての対応について

- ① 先の9月議会で指摘したダブリ工事添付資料4について、部長答弁では「詳細にちょっと検討しないとわかりませんが、基本的にはお互い工事ダブリなく、補完関係の中で精査されて設計書はつくられているというふうに考えております。」とのことだったが、設計は精査されたものだったか。検討、調査はされたのか。結果どうなのか、問題はないのか、ないとするなら、その理由は何か、明確な根拠を示していただきたい。

- ② また、工事金額が上乗せできる環境があったことを示しているとも指摘したが、当該箇所の工事内容、金額は適正か。同様の街路築造工事を一括して行なった場合の金額の積算を示し、比較して説明いただきたい。(資料配付)
 - ③ 同じ箇所を名目違いで複数の工事がおこなわれている実態は他に
あるか。実態の把握はしているか。工事は全て適切におこなわれているとの認識か。
 - ④ 残工事洗い出し作業を行なった際、事業計画と進捗状況との比較を行なうことが必要と考えるが、そうした作業、確認は行なわれたか。
- (2) 愛宕中央公園について
- ① 縮小して廃止の方向が示されていることで、ムダを指摘したが、公園を作るために移転した家屋は何年に何件移転したか。この移転補償は幾らで、補助金は幾ら出しているのか。9月議会で質問したが、あらためて答弁を求めたい。(資料配付)
 - ② 縮小、付け替え前提とした事業変更の図面が掲げられ示されているが、売却額3.3億とする積算根拠を変更予定図面とともに明らかにしていただきたい。(資料配付)
 - ③ 廃止に伴い資産価値に影響が及ぶ関係者、隣接する住宅の地権者は何軒か。その意見は。合意は取れているのか。

3. 川田谷小学校の給食室建て替えについて

(1) 計画内容について

- ① 老朽化による更新の必要性はわかっていたにもかかわらず、なぜ臨時議会でいきなり金額提示もなく、債務負担行為で議決を採るといような強引なやり方をするのか。
- ② 約1,200万円の高額な設計費の内訳、積算根拠を提示することとあわせ、設計に1年もかかるとする理由を示していただきたい。(資料配付)
- ③ どのような規模のどんな給食室を建設しようとしているのか、総工事費用の概算金額内訳全容を示していただきたい。(資料配付)
- ④ モデルとした給食室の視察は行なったか。いつ、どこに行ったのか。視察のメンバーは。(資料配付)
- ⑤ モデルとしている学校給食室は、どこの施設か。その事業内容をすべて明らかにしていただきたい。(給食室全容がわかる写真若しくはパンフレット、設計内容、厨房機器などがわかる資料配付)
- ⑥ 市内のモデルケースとして位置づけるとの説明がなされたが、そ

の意味と理由、目的は。

(2) 建て替え中の子どもたちへの給食提供について

- ① 桶川の誇るべき自校方式のおいしい給食が、1年間もの間、提供できないなどということは、教育を受ける公平性の観点から逸脱する大きな問題。この問題に対する教育長の立場、見解をうかがいたい。また、解決に向けて何をどう主体的に行ない、対応したのか。教育所管のトップとして、リーダーシップをどう発揮されたのか。
(教育長答弁)
- ② 自校方式の給食を提供するため、他の学校から配送する場合のクリアすべき課題とかかる費用は。また、震災を通して、給食を賄うことが可能であることが証明済みかと考えるが、移動式や仮設などで対応した場合など、考えられる策の協議はされたのか。その場合の費用などはどうか。(概算内訳比較資料配付)
- ③ 自校方式だからこそ可能な柔軟性を生かして、搬出しやすいメニューでの協力体制を図るなど、工夫できないか。子どもたちが家から空弁当タッパーを持ち寄り、調理支援学校でつめこみ作業を学校応援団などの協力を得て行なう等々。弁当持参と条件は変わらないと思うが如何か。
- ④ 保護者の意見が全くなかったとのことだが、説明の仕方の内容は。意見が出せる機会、保護者からのレスポンスを受ける体制(アンケート)など、条件がどうアプローチされたか、時系列で提示されたい。(資料配付)
- ⑤ 仕出し弁当業者と、すでに交渉がされているとのことだが、どの、どういった業者か。弁当食材内容、コストなど、交渉内容全容を明らかにしていただきたい。(資料配付)
- ⑥ 食材の安全、栄養バランス確保は当然だが、食育の観点からは、お金では代えられるものではなく、子どもの成長の大切さ、保証すべき立場を考えたなら、業者にまかせ、コストだけで安易に結論を出すべきでない。このことをどう考えているか伺いたい。(部長、教育長答弁)

4. 放射能対策について

(1) 放射能から子ども、市民を守る対策について

- ① この間の市民からの不安、意見、要望の内容。
- ② 市の対応は。計測、除染、対策内容。9月議会以降、図られた改善点。
- ③ 今後の課題と対策。

(2) 放射能対策にかかる自治体負担の賠償請求について

- ① 費用負担の現在の総額。(資料配付)
- ② 経費負担返還についての国、県、市の考えは。

5. 小中学校教室のエアコン設置について

(1) 趣旨採択を受けての具体化について

- ① 全校設置費用の精査はされたか。エコ対策等でコストの新たな考えはあるか。費用内訳あらためて出していただきたい。(資料配付)
- ② 上尾市ではすでに小学校に設置が実現。大人が勝手に決めた地区の境界で、同じ子どもたちが、学校間で格差を強いられていることは許されない。このことをどう受け止めているか。
- ③ 予算要求することが当然であるが、所管としての考えは。
- ④ 来年度予算に盛り込み設置すべきではないか。(市長答弁)

6. 情報公開について

- (1) 議案審査に必要な資料を出さないなど、情報公開に逆行するような今の市政のあり方についての考えと出さない理由は何か。
- (2) 資料を出さないような状況、議員の質問権をさまたげる行為は市民にとって閉じられた市政と受け止められるが、考えを伺う。
- (3) 国が取ろうとしている方向、他市の事例、先進的な例はどのようなものか、情報公開における環境整備のあり方は現在どのようなものか、市の課題は何か、市が目指すべきものは何か、お答えいただきたい。

〔都市計画の概要〕

集合保留地公売に伴う企画提案競技については、次の事項を考慮の上、実施願います。

第1 都市計画法に基づく用途地域等の制限については、次のとおりです。

なお、現在の用途地域は、第1種低層住居専用地域（建ぺい率50%・容積率80%）及び第1種住居地域（建ぺい率60%・容積率200%）となっていますが、今後、平成24年度中に関係機関との協議を経て都市計画を変更する予定です。

また、この変更に併せ、準防火地域を指定します。

1. 用途地域 近隣商業地域（予定）
2. 準防火地域（予定）
3. 建ぺい率 60%（予定）
4. 容積率 200%（予定）

第2 商業施設の立地にあたり、具体的な土地利用の規制誘導は、次のとおりです。なお、都市計画法第12条の5の規定に基づく下日出谷東地区地区計画（平成22年3月12日、桶川市告示第42号決定）を平成24年度中に変更する予定です。当該地区計画により規制誘導します。

1. 次に掲げる建築物は、建築できないこととします。

- (1) 住宅、共同住宅 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所
- (4) 畜舎（ペットショップ、動物病院に付属するものを除く） (5) 倉庫業を営む倉庫
- (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 葬儀場 (8) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの及び自転車、自動車修理工場を除く） (9) 火薬類、ガス等の貯蔵及び処理施設（石油類を除く）

（ゲームセンターについて）

商業施設フロアの一部に壁などで区切らず開放して設けられ、一定の照度が確保されているものについては、立地を許容します。

2. 建築物の敷地面積の最低限度は「10,000㎡」とします。

3. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの水平距離は「5.0m以上」とします。ただし、次に掲げる建築物は除きます。

- (1) 物置、その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内のもの
- (2) 自動車車庫及び自転車車庫で、軒の高さが2.3m以下のもの

4. 建築物等の高さの最高限度は「25m」とします。ただし、次に掲げる場合は除きます。

- (1) 階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

5. 建築物の屋根及び外壁の色彩については、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとします。

6. かき又はさくの構造について、道路に面する側については、生垣、又は宅地地盤面から1.8m以下のフェンス（透視可能なもの）とします。ただし、次に掲げる部分は除きます。

- (1) 宅地地盤面から0.6mまでの部分
- (2) 門柱及びこれに付属するそで壁等でその長さの合計が1.5m以内のもの及び門扉等で、その高さが宅地地盤面から1.8m以下のもの

第3 周辺住宅地への配慮について

1. 施設配置計画にあたり、周辺道路における交通渋滞を抑制し、来客者乗用車と歩行者等それぞれの安全が確保できるよう、交通計画について配慮願います。

第4 その他

1. 第1から第3に掲げた事項について疑義がある場合は、その都度、下日出谷東特定土地区画整理組合と市で協議します。

2011.9/7 尾又

用途地域による建築物の用途制限の概要

添付資料 2

◀ 前のページへ戻る

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便性の増進を図るために、建築することが出来る建築物の用途については、次のとおり制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	備考
	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50m ² 以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注1
店舗等	店舗等の床面積が150m ² 以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの		②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	○	○	④ 注2
	店舗等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が3,000m ² を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が10,000m ² を超えるもの					⑤	⑤	○	○	⑥	⑤	④	
事務所等	事務所等の床面積が150m ² 以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	注3
	事務所等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000m ² を超えるもの						○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	注4	
ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	注5	
カラオケボックス等						▲	▲	○	○	▲	▲	注6	
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲	○	○	○	▲	注7	
劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	○	○	○	○	注8	
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									○	▲	○	注9	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

- 注12 ▲ 300m²以下 2階以下
- 注13 ① 600m²以下 1階以下
② 3,000m²以下 2階以下
③ 2階以下
- 注14 ▲ 3,000m²以下
- 注15 原動機の制限あり
▲ 2階以下
- 注16 原動機・作業内容の制限あり
作業場の床面積
① 50m²以下
② 150m²以下
- 注17 作業場の床面積
① 50m²以下
② 150m²以下
③ 300m²以下
原動機の制限あり
- 注18 ① 1,500m²以下 2階以下
② 3,000m²以下

建築物の用途制限に関する事柄

- 容積率・建ぺい率の制限
- 高さ制限
- 用途地域による建築物の形態制限
- 外壁の後退距離の限度、建築物の敷地面積の最低限度
- 用途地域内の形態制限の内容 -愛知県-

◀ 前のページへ戻る

桶川都市計画地区計画の変更

桶川都市計画下日出谷東地区 地区計画を次のように変更する。

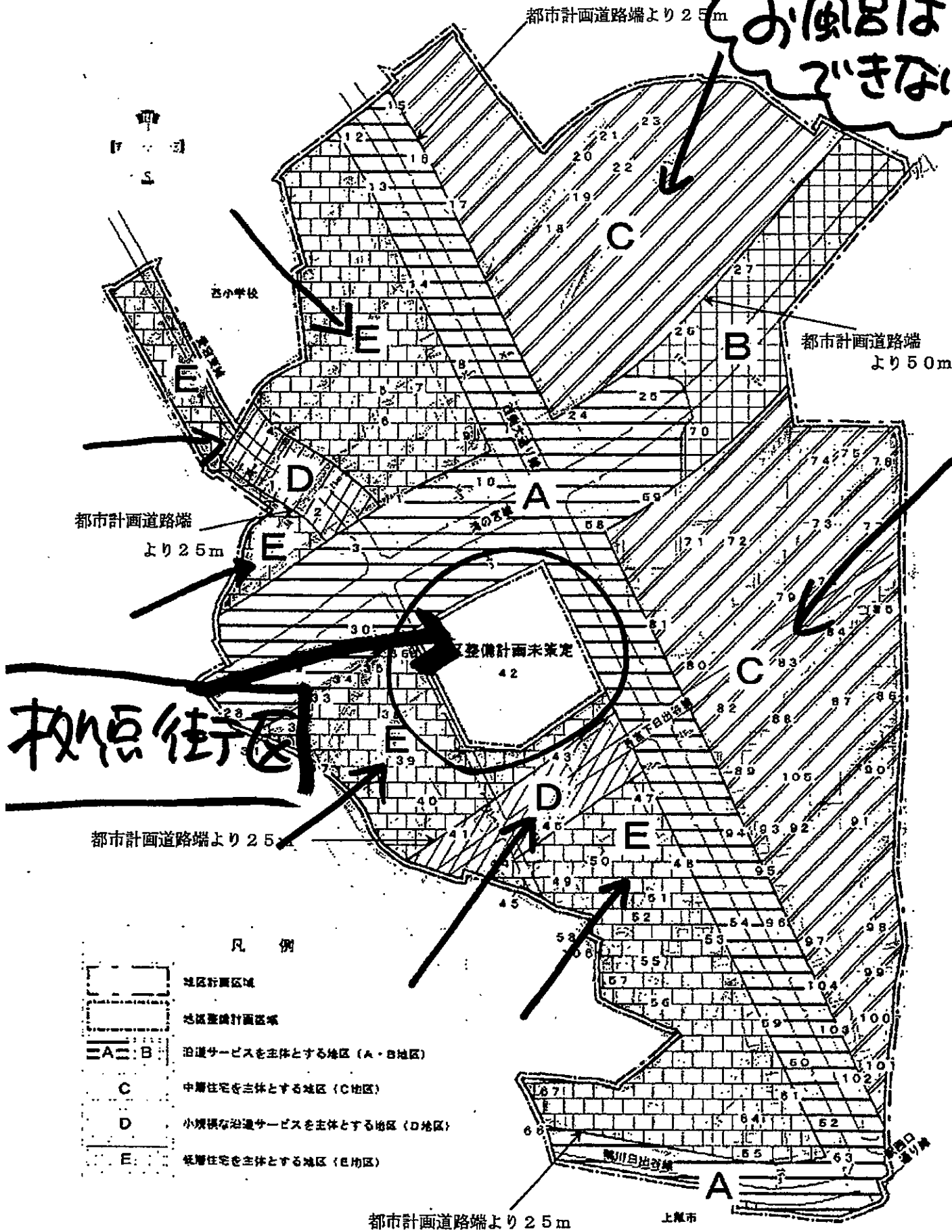
決定告示年月日
平成22年 3月12日

名称		下日出谷東地区 地区計画										
位置		桶川市大字下日出谷字東、宇高井、宇西の各一部、大字上日出谷字原新田の一部、鴨川一丁目の一部 泉一丁目、同二丁目の各一部										
面積		約58.5ha										
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の趣旨	本地区はJR高崎線桶川駅の西側約1kmに位置し、東西・南北の都市計画道路整備に伴い、首都圏中央連絡自動車道や隣接都市との連絡性が高い地区となることから、これら広域幹線道路の沿道には、沿道サービス施設や生活利便施設を配置するとともに、良好な住宅地と調和のとれた居住環境の向上を図る。										
	土地利用の方針	地域の緑地環境を活かして、良好な住宅地と環境面の調和に配慮する。また、都市計画道路沿いには、沿道サービス施設や生活関連機能を備えた生活利便施設を配置し、住宅地と調和のとれた土地利用を図る。 都市計画道路沿いの官線沿いのA地区及びB地区は、広域幹線道路の沿道にふさわしい良好な土地利用を誘導する。また、C地区は、住環境に配慮し、土地の効率的な利用を促進するため中層建築物を主体とする地区とし、D地区は、地域における幹線道路の沿道として、良好な土地利用を誘導する。E地区は、ゆとりある環境をもつ低層住宅を主体とする地区とする。										
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な住宅地の形成と都市計画道路沿いにおける沿道の土地利用とが、それぞれ調和のとれたものとするために、それぞれの地区の特性に応じて、建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及びかき、又はさくの構造の制限を行う。										
地区整備に関する事項	区分の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区						
	細区分の面積	約15.2ha	約3.1ha	約20.5ha	約2.4ha	約14.9ha						
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ホテルまたは旅館 (2)自動車教習所 (3)火薬類、ガス等の貯蔵及び処理施設(石油類を除く)		公共浴場は建築してはならない。	公共浴場は建築してはならない。	公共浴場は建築してはならない。						
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は次の表の右欄に掲げる数値とする。		—								
		<table border="1"> <tr> <th>敷地面積</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>20/10</td> </tr> <tr> <td>300㎡未満</td> <td>15/10</td> </tr> </table>		敷地面積	割合	300㎡以上	20/10	300㎡未満	15/10	—		
	敷地面積	割合										
	300㎡以上	20/10										
	300㎡未満	15/10										
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡	120㎡										
	ただし、地区計画の規定の適用の際、すでに上記に定める最低限度未満の建築物の敷地又は建築物のない敷地で、当該規定に適合しないこととなる敷地については、適用の際の敷地の面積を最低限度とする。											
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は次のとおりとする。 1. 0m以上 ただし、次の項目に該当する場合においてはこの限りでない。 (1)建築物の敷地が165㎡未満の場合 (2)外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下の建築物の部分 (3)物置、その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内のもの (4)自動車車庫及び自転車車庫で、軒の高さが2.3m以下のもの		—									
建築物等の高さの最高限度	—		15m	12m 北側斜線制限を第1種低層住居専用地域と同様とする。	—							
かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくの構造は生垣、又は宅地地盤面から1.8m以下のフェンス(透視可能なもの)とする。 ただし、次の項目に該当する場合においてはこの限りではない。 (1)宅地地盤面から0.5mまでの部分 (2)門柱及びこれに付属するそで壁等でその長さの合計が1.5m以内のもの及び門扉等で、その高さが宅地地盤面から1.8m以下のもの											

「区域、地区の区分及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」
理由/生活利便性を考慮した、良好な住環境の形成を図るため。

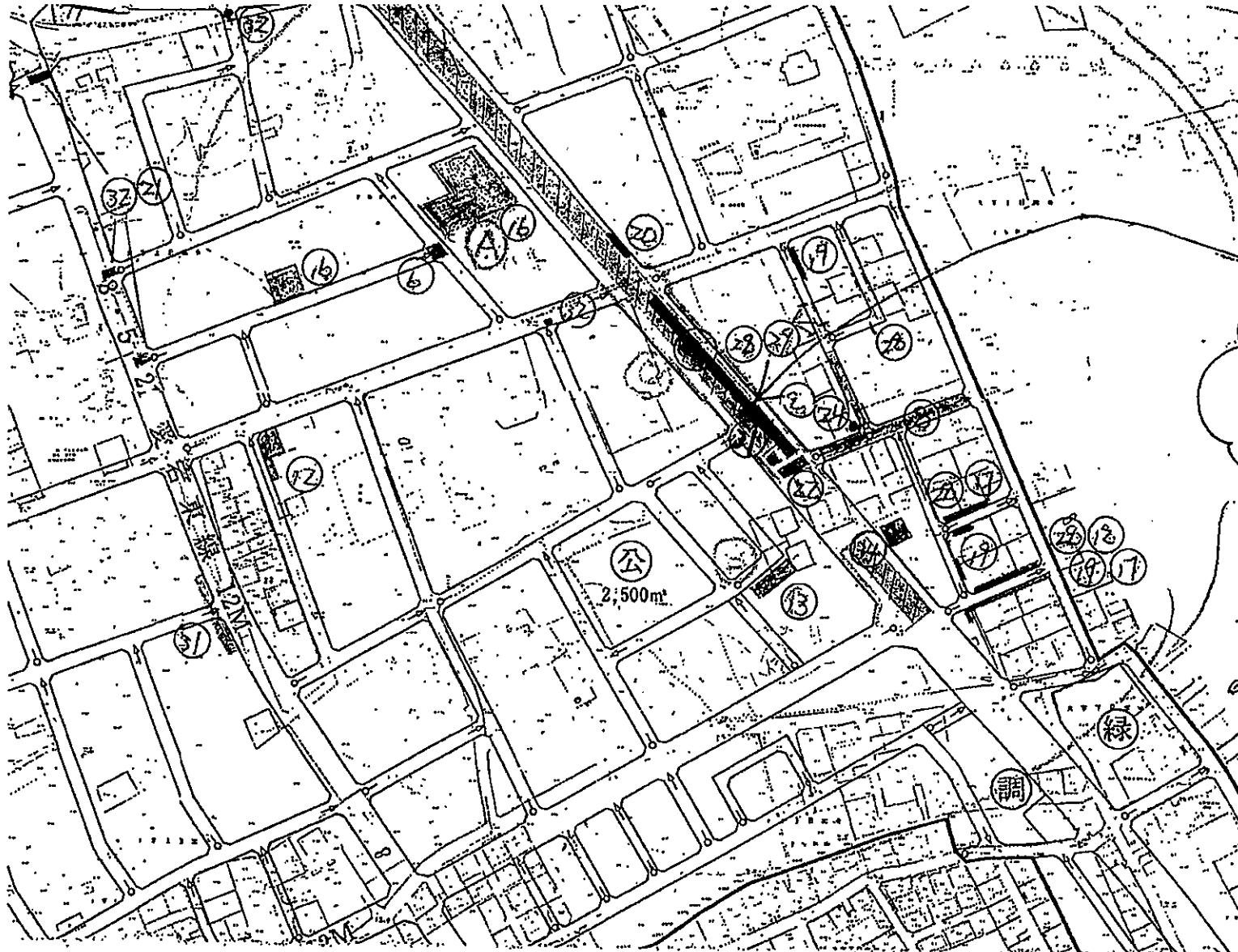
2 地区の区分について

C、D、E地区に
お風呂は
できない



丸根街道

- 凡例
- 地区計画区域
 - 地区整備計画区域
 - A・B 沿道サービスを主体とする地区 (A・B地区)
 - C 中層住宅を主体とする地区 (C地区)
 - D 小規模な沿道サービスを主体とする地区 (D地区)
 - E 低層住宅を主体とする地区 (E地区)



街路築造工事
造成工事が重なっている箇所

5-1 工区
街路各等区
造成工事
佐田建設

- 5-1 街路築造工事 佐田建設 33,166,000円(補)
- 4-3 上下水道及び擁壁工事 上尾興業 1,274,419,900円(監)
- 5-1 造成工事 佐田建設 3,919,000円(補)

1 番 北村 文子

1. 市長の政治姿勢について

- (1) 初議会に臨み、桶川市の舵取りをする市長として、山積する難題にどう対処し、市民生活を支えて行くか、基本的姿勢を伺いたい。
 - ① 国政への課題をどうとらえ、どうすべきか、消費税の値上げ、TPP参加、原子力エネルギーの利用・輸出について伺う。
 - ② これらを念頭に、市内経済の活性化の視点から、中小企業や商店、農業者への支援にどう取り組むのか。
 - ③ 消費者、生活者を守るための施策は。
 - ④ 行政改革について、とりわけ無駄使いのチェック、コンプライアンスの徹底について短期、長期の取り組みを。
 - ⑤ 談合についての見解と取り組み。

2. 入札改革について

- (1) 9月の入札改革について、その目的と真意を伺いたい。
 - ① まず、一般競争入札の目的、導入の基準、成果を伺いたい。
 - ② また、地域要件や新規参加ができない仕組みにより、参加者が少ないが、競争を期待する参加者の数をどう考えるのか。
 - ③ 調査基準価格を廃止して、最低制限価格を導入した理由は何か。高止まりを意図したような最低制限価格の設定は、どのような根拠に基づくものなのか。9月以後の入札結果(最低制限価格の設計金額に対する割合と予定価格の設計金額に対する割合、落札額の予定価格に対する割合)を元に説明を願いたい。(資料は予め提出してください。)
- (2) 適切な情報公開の取り組みを
 - ① 委託契約の予定価格は、現在公表していないが、不透明なことで、市民の信頼が失われている。速やかな公表を。
 - ② ホームページでは、税込みの数字と税抜きが混在し、非常にわかりにくく、情報公開の目的を果たしていないが、改善を求める。

3. 随意契約の法令遵守の徹底を

- (1) 情報公開で判明した、樹木管理委託の内訳のバラツキと過大計上の是正を行い、適切な契約に
 - ① 2009、2010、2011年度における都市計画課の樹木管理委託において、相当数の剪定枝粉碎処理量の課題を発見したが、処理量の算定基準は何か。幹周り120センチ、150センチ、1

80センチの場合の数値を示していただきたい。

- ② 単価の間違いや処理量の過大は、速やかに是正すべきであり、契約者との協議で返還を求めていただきたい。
- ③ 発注する業者の決定を公平にといいつつ、その根拠がなく極めて不透明であるが、これまでどのように発注し、契約額を決めていたのか。
- ④ 今後の契約に際して、明確な基準を設定し、事後の処理量を記録した実費とするなど、改善と契約マニュアルの策定を求める。

(2) 随意契約に対するチェック体制の確立を

- ① 課長決裁で成立する随意契約については、各課や担当者で相当のバラツキが見られる。随意契約で処理される予算額は、それぞれいくらか。各部ごとと総額を教えてください。(事前に一覧表を提出してください。資料を基に説明をお願いします。)
- ② その基準を改めて示していただきたい。
- ③ 現実に地方自治法にのっとった基準が徹底されていない現状で、何らかのチェック体制を構築することが急務であるが、速やかに取り組みを。

4. 区画整理事業の問題点の解決を

(1) 下日出谷東特定区画整理事業について

- ① 事業見直し時における都市計画道路の変更に対する見通しの甘さが、事業を遅らせていることに対する副市長の見解を求める。
- ② 3.5ヘクタールの拠点街区を無理やり作った結果、都市計画法に違反する組合の事業計画となっている現状は、やはり遵法精神に欠け、住民に真摯に取り組んでいない結果である。大規模商業施設のまちづくりに及ぼす影響について、どのように考え、どう対処するのかを伺う。
- ③ 副市長はかねてから、固定資産税を増やすため、大規模商業施設が必要と話しているが、具体的に土地、家屋、償却資産の課税標準がいくらで何年間、いくら増収になるのか。他の代替案との差額はいくらか。経済効果の試算をきちんと資料で提出し説明を求める。

(2) 上日出谷南特定区画整理事業について

- ① 事業見直しにおける不足金額の計算が不透明になっており、それを元に賦課金が導入され説明責任が不足している。あらためて、費用の不足金額の計算式、収入不足金額の計算式を、資料を基に説明頂きたい。
- ② 賦課金を導入した事業計画の変更でも、住民説明会の内容がきち

んと把握されていない。家屋移転の減少も盛り込んでいないのに、なぜ賦課金が計算、設定されるのか。組合員に対する背信行為ではないか。

- ③ 会計帳簿の検査では、過去20年以上の工事契約の中で、理事会の承認のない契約が多々ある。これは違法ではないのか。
- ④ 資金運用は、区画整理事業の目的に合致しているのか。法に違反するのではないのか。
- ⑤ 正しい事業の精査のもと、何が問題だったのか、詳しく情報公開を行い、組合員と一緒に事業見直しを再構築する必要があるのではないのか。

5. 放射能対策

(1) 除染の体制

- ① 現在までの除染体制については、その姿勢を評価したいが、幼稚園児の保護者から私立の幼稚園でも測定をお願いしたいとの声が届いているが、対応をお願いしたい。
- ② 砂場の測定では、地下に浸透している状態が多く、雨が降るたびに、測定値が変化している。砂場は今まで定期的に取りかえていたはずであり、その前倒しで、取替えをお願いしたい。

(2) 食品の測定体制を

- ① 学校給食の測定が、たった週1回、11回のみというのはあまりにもお粗末な発想で、何のための測定かわからなくなっている。保護者の声はどのようなものがあつたのか。
- ② 保育園はどうするのか。
- ③ 食品の汚染は、長期にわたって続く。数カ月間の測定では子どもの命や健康は守れない。1台測定器を購入することで、毎日の給食、保育園や幼稚園、一般の希望者にも対応が可能である。市として、複数台ほしいが、まず1台の購入をお願いし、学校給食は毎日測定するようにしていただきたい。

8番 高野 和孝

1. 桶川市の人口の推移と将来展望

(1) 2000年～2011年の各年における人口の推移（資料配付）

- ① 2011年では、9月～11月の3カ月で124人減となっておりますが、1月～11月までの間の死亡、出生、年齢別転入転出人数について（資料配付）
- ② 市内では高齢者世帯が増え、聞いてみますと子供達はみんな社会人となり、他県、他市に行つて桶川には戻らないとのこと。市はこの傾向をどのように受け止めていますか。

2. 子ども医療費の無料化について

(1) 窓口払いを廃止し文字通り無料化を実施していただきたい。

- ① 保護者から給料前は子供が病気になっても医者に連れて行けない。窓口で支払ができて、その後の生活費が足りなくなるなどの声が聞かれます。“子育てするなら桶川”へ子育て支援の有力な施策としてぜひ早期実現を求めます。

3. 保育所、放課後児童クラブの待機児解消について

(1) 2012年度に向けての見通しについて

- ① 保育所、放課後児童クラブにおける申請数と入所見通し（各施設ごとの入所と待機児数の見通し）（資料配付）
- ② 日出谷保育所移設による年齢別受入人数と増減（資料配付）併設するこども発達支援センターの施設と機能についてお知らせ下さい。（資料配付）
- ③ 請願が出された日出谷小放課後児童クラブ移転の施設内容と受入人数、完成見通しについて（資料配付）
- ④ 老朽化している北保育所の改築及び東小放課後児童クラブ改築の見通しについて

4. 桶川駅東口の整備

(1) 駅前広場、駅通り拡幅整備と旧南小跡地の利用計画について

- ① 職員の配置状況と関係者の意見、要望等について合意形成の見通し、位置、幅員、面積等の変更があれば図面等で説明して下さい。
- ② 国、県、JR等の関係機関との協議と都市計画決定に向けての見通しについて
- ③ 駅通りの旧南小側の商店街については、道路拡幅により移転とな

りますが、営業を続けたい人もいます。

このことも含め新しい駅通り商店街を市はどのように考えていますか。

- ④ 駅前広場について5,000㎡位との説明がありましたが、その後、位置、面積はどのようになっていますか。
- ⑤ 旧南小跡地の利用については現在の“子育て支援センター”を移転し、合わせて今の“子どもサロン”を拡張し親と子が毎日利用できるようにできませんか。

そして、現在の建物は元の“東口整備事務所”に戻し職員が常駐して、関係者との話し合い、相談の態勢を強化できませんか。

また、メイン内の図書館を移転し、規模拡大で多くの市民が利用し、子どもたちが“調べ学習”などに利用できるようにできませんか。このことにより年間約1,900万円の賃料が節約でき、また、“子どもサロン”と合わせて東側のにぎわいもできると思いますが、いかがですか。

5. 市庁舎の建設について

(1) 建設予定地について

- ① 用地買収の交渉は南側駐車場、JR線路側、駐車場、その他についての対象物件の場所、面積（資料配布）、話し合いの進捗状況と見通しについて
- ② 地価下落により土地鑑定の結果は、地権者にとってきびしい結果となると思いますが、鑑定時期はいつですか。
地権者の意向はどのようなものですか。地権者にプレッシャーにならないように配慮がされていますか。話し合いの期間はどの位予定していますか。
- ③ 現在の庁舎の震災対策として最小限必要なことも考えた対策も暫定的には必要と思いますがいかがですか。

6. ごみ問題について

(1) 分別・リサイクルによる燃えるごみの減少について

- ① 市民の方々の協力で分別収集が行われ、リサイクル化が進んでいますが、燃えるごみの量は分別前と比較してどのように減っていますか。（資料配布）
- ② 燃えるごみの中にはまだまだリサイクルできる紙類がたくさんあると思われませんが、更なる分別への協力を。その成果を市民の方々に知らせて、進められませんか。

- ③ 現在の運転状況について、毎週月曜日の朝に点火し、水曜日の朝には終わっていると聞いていましたが、現在はいかがですか。
- ④ 現状から考えて24時間連続運転では月の朝から水曜日の朝まで48時間、1週間は168時間ですので、 $48 / 168 \approx 0.29$ と現在の1/3の焼却施設で間に合うこととなりますので小型化が可能です。基本的には燃えるごみの中にはプラスチックは含まれず、塩化ビニールもほとんど使われなくなりましたので、煙突から排出されるダイオキシンも大幅に減っています。このことから考えると、小型化で公害もなく焼却熱の再利用で地域に貢献できると思います。あと残されている期間は2年余ですが、地域に文字どおり“信頼と対話”で入り、自分たちのごみは自分たちで処理するように政策の転換ができませんか。
- (2) 中部環境保全組合への加入と新施設建設の見通しについて
- ① 現在までの進捗状況と見通しをご報告下さい。
- ② 桶川市の参加は、現在の準備段階でどのように進んでいますか。
- ③ 行田市の参加と鴻巣市旧吹上分のごみ処理の見通し。